

### 3 受動喫煙防止対策助成金

労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じる事業者を支援するために助成するものであり、職場における受動喫煙防止対策の推進を目的としています。

#### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次のいずれかの措置の実施した場合に受給することができます。

1 喫煙室の設置・改修

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 (m/s) 以上となること。

2 屋外喫煙所の設置・改修

出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、かつ、屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと。

3 上記1及び2以外の受動喫煙を防止するための措置・改修（換気装置の設置など）

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所（以下「喫煙区域」という。）における受動喫煙を防止するための措置として、以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 措置を講じた結果、喫煙区域の粉じん濃度が0.15 (mg/m<sup>3</sup>) 以下となること。

イ n席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が70.3 × n (m<sup>3</sup>) 以上となること。

**注意** 3の措置については、措置を講じる事業場が宿泊業又は飲食店を営んでいる場合のみ対象となります。

#### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 事業場の室内又はこれに準ずる環境において当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置する等の措置を講じる中小企業事業主であること。
- 4 3に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

**注意** 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 不正受給をしてから3年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主。
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主。
- 3 事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合。
- 4 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合。
- 5 支給申請日または助成金支給決定後に支給の請求をする時点で倒産している事業主。
- 6 不正受給が発覚した際に都道府県労働局等実施する事業主名の公表について、あらかじめ同意していない事業主。
- 7 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があり、本助成金を交付することが適切でないと都道府県労働局長が認める事業主。
- 8 事業主が申請した受動喫煙防止対策に係る事業計画の内容が、建築基準法、消防法その他当該事業計画に関連する法令等に抵触している場合。
- 9 その他助成金を交付することが適切でないものと認められる事業主。

## 助成額

本助成金の助成対象となる経費、助成率、助成上限額は以下のとおりです。

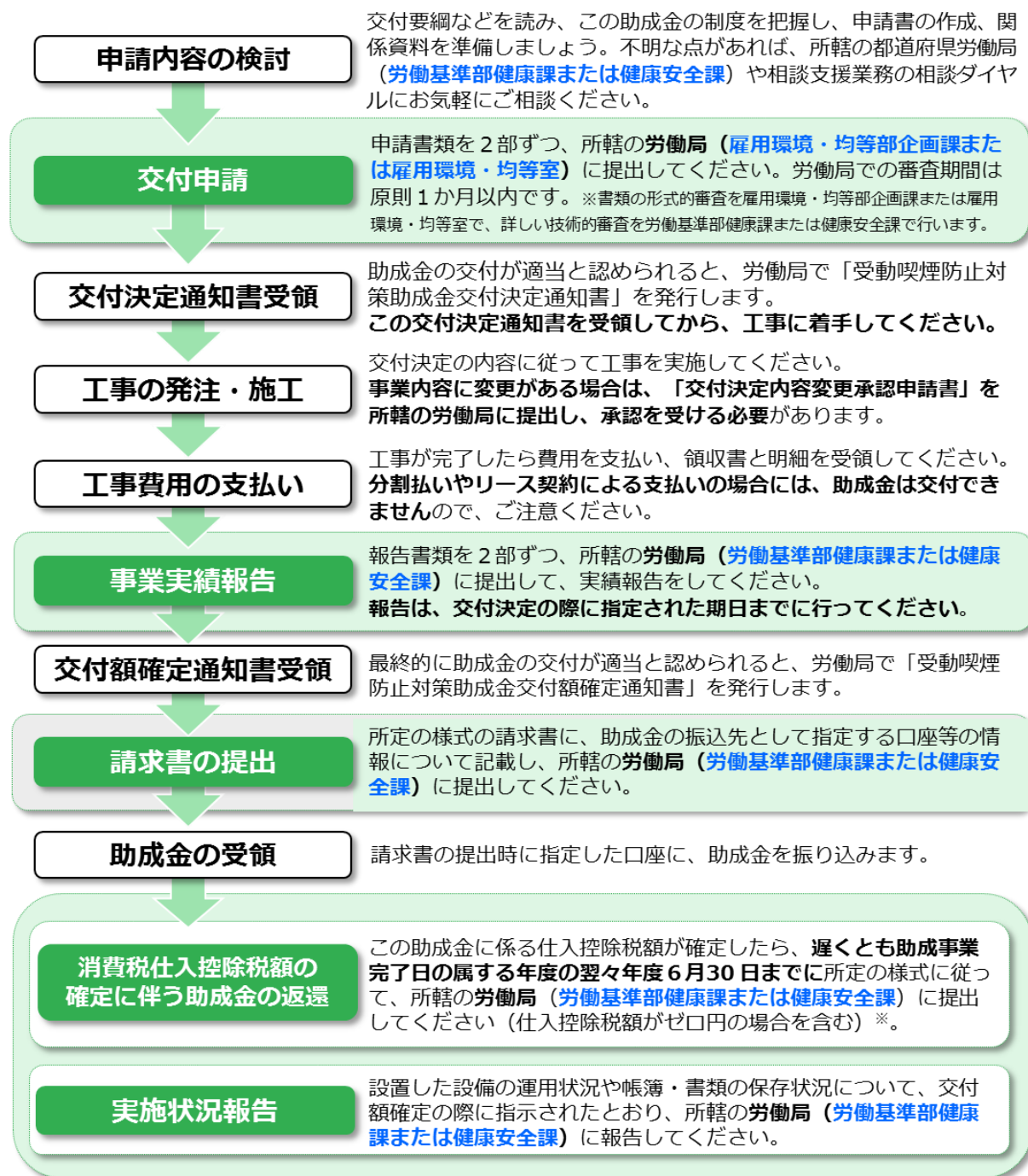
助成対象経費	助成率	上限額
対象となる措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 (措置を講じる事業場が 飲食店の場合、2/3)	100万円

(注) この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
1 喫煙室の設置・改修	60万円/m <sup>2</sup>
2 屋外喫煙所の設置・改修	
3 上記1, 2以外の受動喫煙を防止するための措置・改修 (換気装置の設置など)	40万円/m <sup>2</sup>

## 受給手続

受給手続きの流れは次のとおりです。



※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

## 利用にあたっての注意点

本助成金の詳細については、厚生労働省HPをご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へお尋ねください。

申請窓口：雇用環境・均等部企画課（または雇用環境・均等室）

喫煙室等に関する技術的な事項など：労働基準部健康課（または健康安全課）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>